

活動報告

開催日	報告内容
2025年 8月31日	<p>知的財産法研究会（対面及びオンライン） 場所：東京大学</p> <p>Ryan ABBOTT (Professor, University of Surrey School of Law) “Artificial Authors and Inventors”</p>
2025年 9月8日	<p>知的財産法研究会（対面及びオンライン） 場所：東京大学</p> <p>清水 紀子（札幌医科大学医学部講師・弁理士） 「治療態様特許を巡る課題－厚労省パテントリンケージ研究班における検討を踏まえて－」</p> <p>張 鵬（中国社会科学院知的財産権センター専任研究員、 東京大学大学院法学政治学研究科客員研究員） 「医薬用途発明の特許保護－日中比較を中心とする考察－」 ※詳細については、本誌月号掲載の論文を参照されたい。</p>
2025年 9月19日	<p>知的財産法研究会（対面及びオンライン） 場所：東京大学</p> <p>Magali CONTARDI (Postdoctoral Research Fellow, Sant'Anna School of Advanced Studies) “Artificial Intelligence, Patents and Medical Products: Quo Vadis?”</p>
2025年 10月1日	<p>知的財産法研究会（オンライン） 前田 健（東京大学大学院法学政治学研究科教授） 「存続期間が延長された特許権の効力が及ぶ範囲・存続期間延長登録における『特許発明の実施をすることができなかった期間』の算定・独占的通常実施権者による損害賠償請求の可否（知財高判令和7年5月27日・令和3年（ネ）10037号－レミッチ事件）」</p> <p>張 鵬（中国社会科学院知的財産権センター専任研究員、 東京大学大学院法学政治学研究科客員研究員） 「知的財産使用許諾権の性質および対第三者効力に関する研究」</p>

<p>2025 年 10 月 24 日</p>	<p>知的財産法研究会（対面及びオンライン） 場所：東京大学 Christophe GEIGER (Professor of Faculty of Law, University Luiss Guido Carli; Director of ILEO) "Copyright, Generative AI and Artistic Expression" Bernd Justin JÜTTE (Associate Professor, University College Dublin Sutherland School of Law) "Copyright and Artistic Appropriation (Pelham up to AG Opinion in June) "</p>
<p>2025 年 11 月 17 日</p>	<p>知的財産法研究会（オンライン） 余 佳敏（東京大学大学院法学政治学研究科研究生） 「写真の著作物性と写真の著作物の保護範囲（大阪地判令和 5 年 5 月 11 日令和 3 年（ワ）11472 号〔韓流単語帳事件〕、大阪高判令 和 6 年 1 月 26 日令和 5 年（ネ）1384 号〔同〕）」 ※詳細については、本誌本号掲載の特集を参照されたい。</p>
<p>2025 年 11 月 28 日</p>	<p>知的財産法研究会（オンライン） 何 柯熠（東京大学大学院法学政治学研究科博士課程） 「将棋のリアルタイム棋譜情報を無断配信による不法行為の成 立を認めた事例－囲碁将棋チャンネル事件控訴審－（大阪高判 令和 6 年（ネ）338 号、令和 6 年（ネ）1217 号）」 ※詳細については、本誌本号掲載の評釈を参照されたい。</p>
<p>2025 年 12 月 11 日</p>	<p>知的財産法研究会（対面及びオンライン） 場所：東京大学 清水 紀子（札幌医科大学医学部講師・弁理士） 「パテント・リンケージ法制化のための予備的検討－EU での議論 からの示唆－」 コメンテータ：興津 征雄（神戸大学大学院法学研究科教授）</p>
<p>2025 年 12 月 23 日</p>	<p>知的財産法研究会（オンライン） 韋 岸（東京大学大学院法学政治学研究科修士課程） 「代理販売契約が終了後、元代理店が供給元の標章を出願登録し た行為が公序良俗違反に当たらないとされた事例－LEADER 事 件－（知財高判令和 7 年 2 月 5 日令和 6 年（行ケ）10079 号）」</p>

2026 年 1 月 9 日	<p>知的財産法研究会（オンライン）</p> <p>孫 一然（東京大学大学院法学政治学研究科修士課程）</p> <p>「非著名人のパブリシティ権侵害が否定され、肖像権侵害が肯定された事例－艦これ事件－」</p> <p>※詳細については、本誌第 73 号掲載予定の評釈を参照されたい。</p> <p>古場 和美（東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻）</p> <p>「FEST VAINQUEUR 事件－契約終了後の芸名紛争における判断傾向の分析－知財高判令和 4 年 12 月 26 日令和 4 年（ネ）10059 号 [FEST VAINQUEUR・営業権侵害]」</p> <p>※詳細については、本誌第 73 号掲載予定の評釈を参照されたい。</p>
2026 年 1 月 23 日	<p>知的財産法研究会（オンライン）</p> <p>仇 可欣（東京大学大学院法学政治学研究科修士課程）</p> <p>「インターネット時代における著作権法 41 条の要件論に関する検討」</p> <p>※詳細については、本誌第 73 号掲載予定の論文を参照されたい。</p>